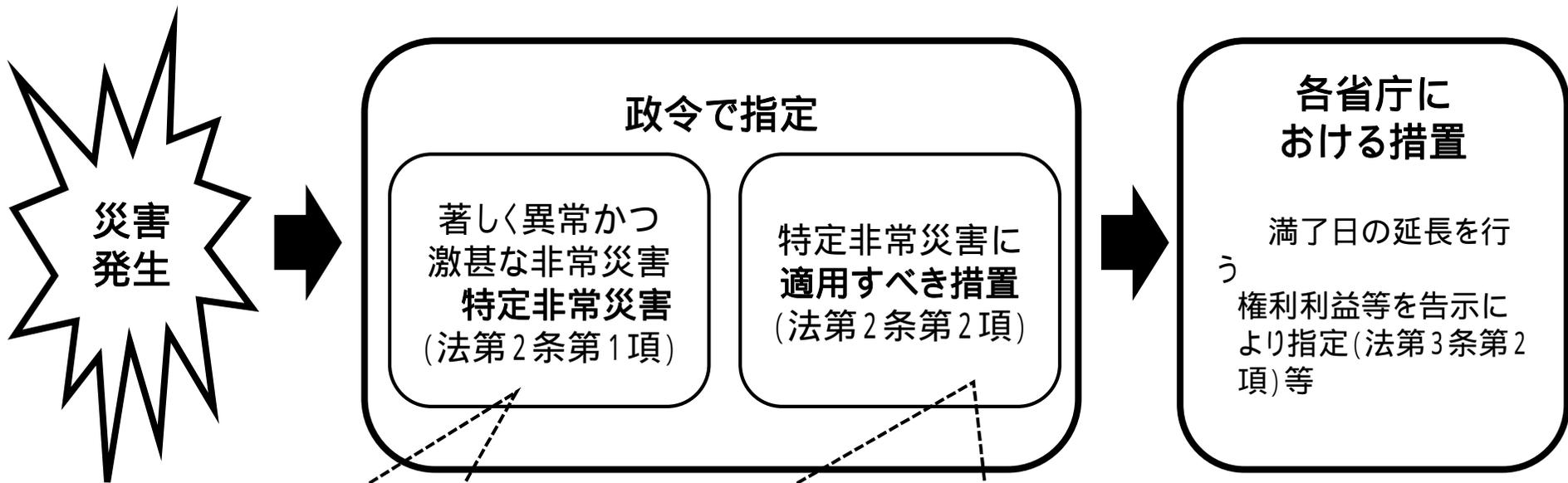


# 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を 図るための特別措置に関する法律の概要



「著しく異常かつ激甚な非常災害」とは？

次の事項等の諸要因を総合的に勘案  
死者、行方不明者、負傷者、避難者等の多数発生  
住宅の倒壊等の多数発生  
交通やライフラインの広範囲にわたる途絶  
地域全体の日常業務や業務環境の破壊

適用すべき措置の内容

行政上の権利利益に係る満了日の延長(法第3条)  
例: 運転免許証(道路交通法第92条の2)  
期限内に履行されなかった義務に係る免責(法第4条)  
例: 薬局の休廃止等の届出義務(薬事法第10条)  
債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例(法第5条)  
民事調停法による調停の申立ての手数料の特例(法第6条)  
建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例(法第7条)  
景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例(法第8条)

3月に適用済今回適用